

# 医療機関別係数 調整係数の置き換えと係数の種類

## 医療機関別係数

DPCにおける個々の病院の包括点数は、1日当たりの包括点数に入院日数と医療機関別係数を掛けることで決定します。

医療機関別係数については、2012年度改定より基礎係数が導入され、調整係数は段階的に基礎係数と機能評価係数Ⅱに置き換えられていましたが、2018年度改定で予定通り置き換えが完了しました。これにより、医療機関別係数は、①基礎係数、②機能評価係数Ⅰ、③機能評価係数Ⅱ——の合計となります。

ただし、激変緩和措置として、診療報酬改定時に推計診療報酬変動率が±2%を超えて変動する対象病院については、改定年度のみ激変緩和係数が設定されることになりました。新たに対象病院となる病院については、マイナス緩和措置の対象となった場合に限り、激変緩和係数が設定されます。それぞれの係数の具体的な定義や設定方法は右表の通りです。

なお、基礎係数は診療報酬改定時、機能評価係数Ⅰは各病院の施設基準の届出変更時、機能評価係数Ⅱは毎年4月1日に変更されます。

係数の種類	定義
基礎係数	医療機関の基本的な診療機能を評価する係数（次頁参照）
機能評価係数Ⅰ	医療機関の人員配置や医療機関全体として有する機能等、構造的因子を評価した係数（出来高点数を係数化）（23頁参照）
機能評価係数Ⅱ	DPC参加による医療提供体制全体としての効率改善等へのインセンティブ（医療機関が担うべき役割や機能に対するインセンティブ）としての係数（26頁参照）
激変緩和係数	診療報酬改定等に伴う推計診療報酬変動率（出来高部分も含む）が±2%を超えないよう補正する係数（診療報酬改定の年度は係数は0）。推計診療報酬変動率が±2%を超える病院のみ設定 * 新たな対象病院については、診療報酬改定前の実績より-2%を超えた場合、あらかじめ当該病院が所属する医療機関群の平均的な医療機関別係数の値を用いて推計診療報酬変動率（補正診療報酬変動率）を算出し、その結果が-2%を超えて変動する場合のみ設定

【調整係数の置き換えイメージ】

### 「調整係数」から「基礎係数」+「機能評価係数Ⅱ」への移行

